

滋賀県の意見

平成14年(2002年)12月5日
第15回淀川水系流域委員会
滋賀県

発表要旨

- 人と川とのかかわり
- 提言全般に対する意見
- 提言の個別項目に対する意見
 - ◆ 治水
 - ◆ 利水
 - ◆ ダム

人と川とのかかわり

- 人は、洪水被害を抑えながら、川からの恵みを受けつづけるため、川に働きかけてきた。

例えば、

- 琵琶湖周辺の洪水被害
 - 瀬田川開削計画(奈良時代 行基)
 - 瀬田川川ざらえ
(藤本太郎兵衛親子、河村瑞賢)
- 明治29年琵琶湖水位+3.76m
 - 南郷洗堰の築造
- 京都への水供給 → 琵琶湖疏水工事
- 京阪神の発展 → 琵琶湖総合開発

「里川」が原点

- 人と川のかかわりが、沖積地に生まれた町を守ってきた。発展させてきた。
- とともに、川の生態環境が育まれてきた。
 - ◆ 例 淀川のワンド、なまず
- 「里川」が原点ではないか。
- 確かに、ここ数十年は、社会経済の発展を優先し、環境への配慮が不足していた。
- 今後は、環境への配慮が必須となる。

提言全般に対する意見

- 歴史的な流れを考慮すべき
- 人と自然との共生

歴史的な流れを考慮すべき

- 昔の自然環境は、昔の社会や暮らしを前提としている。
- しかし、これからのことを考えるときは、
 - ◆ 現在に基準をおき、
 - ◆ これまでの川とのかかわりのなかで得たもの、失ったものを総括したうえで、
 - ◆ 現時点で、どのように、人、社会、自然を調和させるか。について議論すべき。

人と自然との共存

- 人は、川が自然のままにふるまうことを、ある程度制御することによって、社会生活を営むことができるようになった。
 - 人を生態系の一員に過ぎないこととし、自然のままに物事を全てゆだねることは、できない。
 - 洪水や濁水など、非常時の対応とあわせて、平常時の川や湖の機能、自然環境を考えた計画づくりをおこなうべき。
- 365日の川づくり

提言の個別項目に対する意見

- 治水
- 利水
- ダム

「水害の輪廻」に対する疑問

- 超過洪水が際限なく発生するという理論は、おかしい。
- 河川整備の進捗により、全体的な洪水被害が減少していることを認識すべき。
- 「先人の努力により治水安全度は飛躍的に向上した。」
 - ◆ (提言案021129版 p2-3 19行目 「2-2治水の現状と課題」より引用)

治水の理念に対する意見

- 本来、社会として最低限確保すべき、治水安全度の議論があるのではないのか。
- これは、流域住民との合意のもと、行政(河川管理者等)の責務として確保すべきものである。
- 地域特性に応じた計画洪水を設定し、整備を行うことにより、全体的な安全度を向上させる。
- あわせて、計画以上の洪水に、どう対応するかを考えておくべき。

滋賀県の治水の考え方 1

- 流域ごとに治水安全度を設定
 - ◆ 1/30, 1/50, 1/100
- 地域にあったメニューを選定
 - ◆ 引堤、天井川切り下げ、しゅんせつ、
 - ◆ 放水路、ダム、総合治水対策 等
- 段階的に治水安全度を向上
 - ◆ 現状1/x → 暫定工事1/10 → 将来1/30~

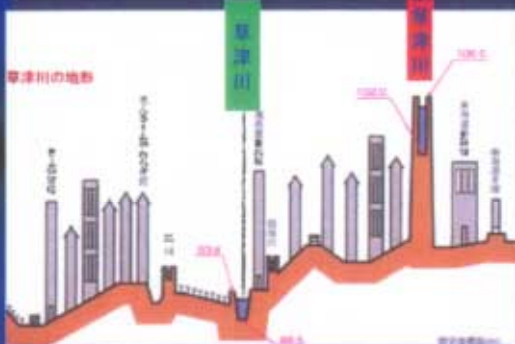
草津川(天井川の紹介)



草津川(天井川の紹介)



草津川の地形特性

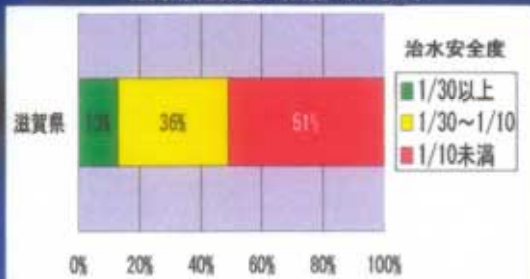


滋賀県の治水の考え方 2

- 暫定工事として、年超過確率1/10 (時間雨量50mm対応)確保を最優先
- あわせて、現況の流下能力を超える洪水に対する対策を実施
 - ◆ 水防体制強化、住民意識の高揚など
- 住民意見を反映した計画を策定
 - 淡海の川づくり検討委員会

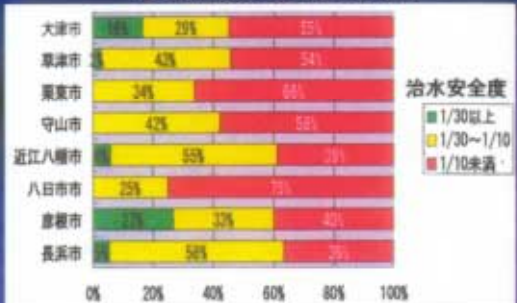
滋賀県の河川整備状況

(要改修延長を、3分類にしたもの。)



主な都市の河川整備状況

(要改修延長を、3分類にしたもの)



淡海の川づくり検討委員会

- 滋賀県が河川整備計画を策定するにあたり、川づくりについて、さまざまな立場から意見をいただく組織
- 治水安全度についても議論
- 住民代表、水防団等、地元と直結した人と学識経験者が、同じテーブルで議論。



洪水氾濫を誘導する施策について

- 被害への責任・補償等、その実現性について議論する必要。
- 「浸水しても被害が少ない地域」についての設定方法、住民合意について議論する必要。
- 従前の「遊水地」との違いは何か。
- なお、市街地等、そのような場所が設定できない場合はどのように対処するのか。

ハイブリッド堤防への疑問

- 本当に現実的で有効なものか疑問
 - ◆ コスト、施工性、安全性、
 - ◆ 環境面（地下水、生態系、景観等）
- 実現可能な手段の中で、効果的な手法を考えることが必要ではないか
- 「破堤され難くする堤防」については、堤防補強は実施すべきだが、破堤する可能性は残るため、対応が必要。

利水についての意見 1

- 本来、社会として最低限確保すべき、利水安全度の議論があるのではないかと。
- 一人々の生活や社会経済活動を、混乱なく支えつづけていくために確保すべき水の量
 - ◆ 一安全で安定した水の量
- 水需要管理について、社会的・技術的に可能である具体的な内容を提案すべき。
 - ◆ 精度の高い水需要予測手法 (p4-12)

利水についての意見 2

- 必要な水が確保されたことで、生活環境は向上した。
 - ◆ 特に、安全衛生環境は向上した。
- 豊かな水を使うことで、日本の水文化が育まれてきた。
- 節水型の生活様式とは具体的にどういうものか。それにより、
 - ◆ どれだけ水需要が抑制でき、
 - ◆ どのようにして現実の水供給計画に反映させるのか。

ダムのあり方に対する意見

- 日本は、アジアモンスーン地域に属し、降雨に季節的な偏りがある。
- したがって、一時的に水をためるダムは、治水利水上、有効な手段。
- ダムによって得られるもの、失われるものをふまえて、ダムを選択肢の一つとして、総合的に議論していく必要。
- ダム以外の手法にもさまざまなメリットデメリットが存在。

個別ダムの議論について 1

- 個別ダムをめぐり、これまでの長い経過の中で、すでに行政責任が生じている。
- 具体的検討がないまま、安易に見直し議論をすることに、地元は不信・不安・不満。

個別ダムの議論について 2

- 地元を含めた幅広い議論が必要。
- 合意形成の基本は、「信頼」と「安心」
 - (提言案021129版 p4-18 18行目「4-7住民参加のあり方」より引用)

まとめ

- 人・社会・自然が調和する川づくりが基本
- 365日の川づくり

→ 「里川の視点」